

平成 28 年 1 月 28 日

北海道知事

高橋はるみ 様

地域公共交通検討会議

鉄道ネットワークワーキングチーム 各位

「JR北海道の事業範囲見直し」に関する議論についての要請

石北沿線ふるさとネットワーク

代 表 小川 清人

JR日高線を守る会

代 表 村井 直美

留萌市議会議員

鶴城 雪子

貴チームにおかれましては道民の喫緊の課題である「JR北海道の事業範囲の見直し」に関し、精力的ご議論をいただいておりますことに敬意を表します。

1月18日にJR北海道が「単独では維持することが困難な線区」として13線区を公表して以来、13線区に係る沿線市町村の多くから「現時点でのJR北海道との協議には応じられない」旨の見解が表明されました。この間の道議会において高橋はるみ知事は、貴ワーキングチームの検討を踏まえ「JRが全道の交通ネットワークを形成する公共交通機関としての役割を将来にわたって果たしていくことができるよう、国に対し本道固有のコストの軽減や資金繰りといった抜本的な支援を求めると答弁をされており、沿線市町村は貴チームの議論の行方を固唾をのんで見守っています。

この間の地域公共交通検討会議では100億円以上といわれる貨物輸送に係るJR北海道による肩代わり負担の見直し（アボイダブルコストルールの見直し）及び上下分離方式の導入に対し「国に新しいスキームを求めると」の意見が出されております。この二つの課題の解決が実現するならば、JR北海道の全路線を維持するための議論が可能になります。

JR北海道は沿線市町村との協議開始を求めています。貴チームの検討結果が示されない限り市町村協議の前提条件は成立しないと考えます。

私どもは、沿線市町村がJR北海道との協議を開始するためには少なくとも下記の事項について方向性が示される必要があると考えます。つきましては、今一層の精力的議論をお願いするとともに、適宜適切な情報の公開が行

われますことを心よりお願い申し上げます。

記

- ① 第3回「地域公共交通検討会議」において、北海道大学公共政策大学院長・石井吉春氏より「JR貨物からいただく線路使用料」に関わって、「おそらく100億円以上のJR貨物の費用負担をJR北海道ではされている」との指摘があり、これを受けて高橋はるみ知事は8月5日に国土交通大臣に貨物の線路使用料の「ルール見直し」を求める要望書を提出しています。

貨物列車の線路使用料ルール（アボイダブルコストルール）の見直しには法律と制度の改正が必要であり、国に対しどのような改正要求を行うのかの結論を出すこと。

- ② JR北海道は、日高線沿線協議において鷗川一様似間の維持費を16億4千万円（単年度赤字額11.1億円と防災・老朽対策費5.3億円の計）と提示し、沿線市町村に13億4千万円の地元負担を要求しましたが、この「単年度赤字額」は鷗川一様似間の「営業損益」から導き出されたもので、経営安定基金の運用益を反映した「経常損益」に基づく議論がされておられません。

しかし、アボイダブルコストルールの見直しによりJR北海道の「経常損益」の今後の赤字額は年間80億円程度にまで削減されるのであり、JR全路線の維持の可能性について検討すること。

- ③ バス転換、上下分離、その他の方法によりJR北海道から沿線自治体等への事業譲渡があった場合に、経営安定基金についても相応分を譲渡させるのか否か、その取扱いの結論を出すこと。

- ④ バス転換、上下分離、その他の方法によりJR北海道から沿線自治体等への事業譲渡があった場合の経営安定基金の管理・運用、貨物列車の線路使用料の徴収及び分配、及びJR北海道への線路使用料の負荷をどの様に行うのかの結論を出すこと。

- ⑤ JR北海道は、沿線自治体の負担のあり方として上下分離方式の導入を提案していますが、地域公共交通検討会議においては、「自治体が出を持つことは困難」とする一方で「国に新しいスキームを求める」との意

見が出ています。

北海道の路線に上下分離方式を導入するためには「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」の改正が不可欠です。上下分離方式の導入を可能とするために国に対しどのような改正要求を行うのかの結論を出すこと。

- ⑥ 地域公共交通検討会議においては「道内の公共交通ネットワークのあり方について（座長試案）」が出され、また「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」においては地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施主体を「都道府県を含む地方公共団体」としています。

このことから、「JR北海道の事業範囲の見直し」に伴う道内鉄道ネットワークの維持に係る計画及び事業について北海道が実施主体を構成することを明言すること。

- ⑦ 「JR北海道の事業範囲の見直し」に伴う沿線自治体との協議にあたっては「費用便益分析」の実施が必須であることを明言すること。

以上